

地方公会計の推進と 公共施設等の適正管理について

令和4年8月24日(水)

総務省自治財政局財務調査課

課長 平木 省



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

目次

- | | | | |
|---|---------------|---|----|
| 1 | 公共施設の適正管理について | … | 2 |
| 2 | 地方公会計の推進について | … | 18 |

1 公共施設等の適正管理について

公共投資の役割分担

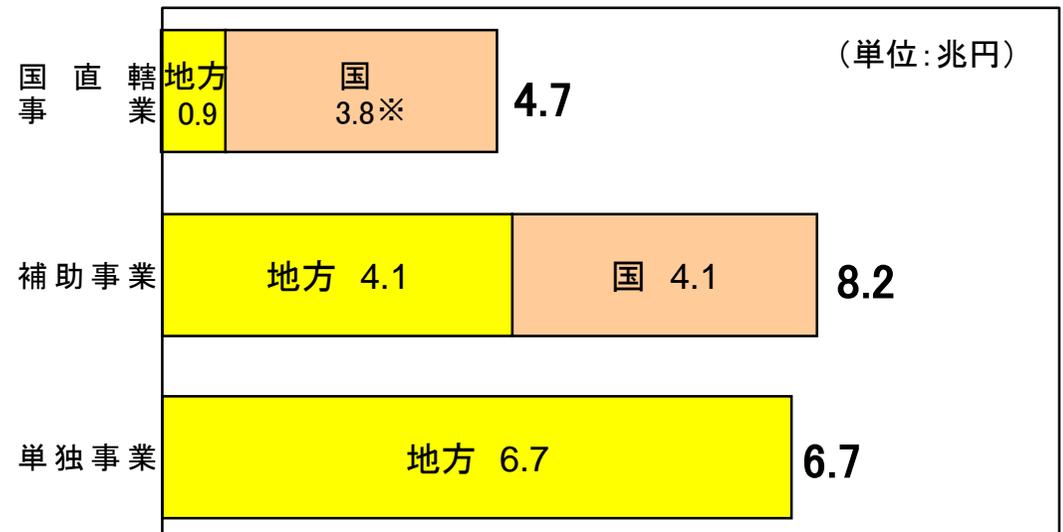
○ 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国	高速自動車道 国道 一級河川
	都道府県
地方	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
	市町村
	都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

令和2年度決算額

普通建設事業費の財源内訳 (令和2年度)



(資料)「令和2年度地方公共団体普通会計決算の概要」(令和3年11月)より
 (※)国直轄事業のうち国負担額3.8兆円は、令和2年度地方財政計画における
 国庫負担額を基に推計。

直轄事業 …国がみずから事業の主体として行う事業
 (受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))

補助事業 …地方の行う事業で、国家的な利害にも関連
 する事業について国が経費の一部を負担

単独事業 …地方が単独で行う事業

公共施設マネジメントの必要性

背景

- 過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3}]	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4}]	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

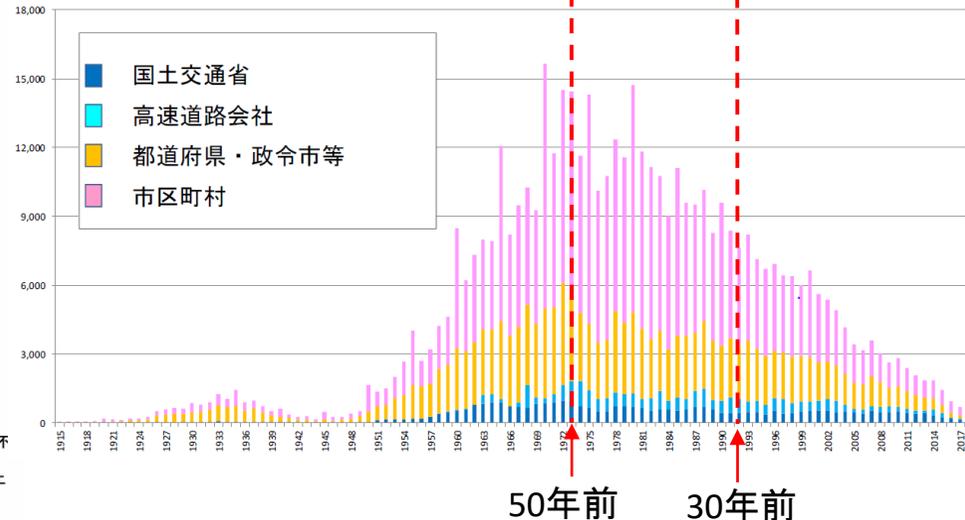
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

これまでの公共施設マネジメントに係る経緯等

年度	公共施設マネジメント	公共施設等適正管理事業債等
H25	・国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定	
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等総合管理計画」策定要請(大臣通知) ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」策定 (財務調査課長通知) ・公共施設等総合管理計画作成に要する経費に対する特別交付税措置創設(～H28) 	
H27		・公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)を創設
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設マネジメントの一層の推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※事例集の公表等を周知 ≪総合管理計画の策定期限(改革工程表)≫	
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」改訂 (財務調査課長通知) 	・公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、市町村役場機能緊急保全、除却)を創設
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※総合管理計画見直しの考え方等を周知	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業を追加(ユニバーサルデザイン化) ・一部事業における交付税措置率のかさ上げ(30%→30～50%) ・長寿命化事業に対象施設を追加(河川管理施設等)
R元		・長寿命化事業に対象施設を追加(橋梁、都市公園施設、林道等)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」発出 ※総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を周知	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化・複合化事業を広域で実施する場合の要件緩和 ・長寿命化事業に対象施設を追加(砂防関係施設) ≪市町村役場機能緊急保全事業の措置期限≫
R3		・集約化・複合化事業に対象施設を追加(グラウンド等)
R4	≪個別施設計画の策定期限(改革工程表)≫	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債延長 ・対象事業追加(脱炭素化事業) ・長寿命化事業に対象事業を追加(空港施設等)
R5	≪公共施設等総合管理計画見直し期限(改革工程表)≫	

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中(※)に総合管理計画の見直しを行うこと。※新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の方針
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

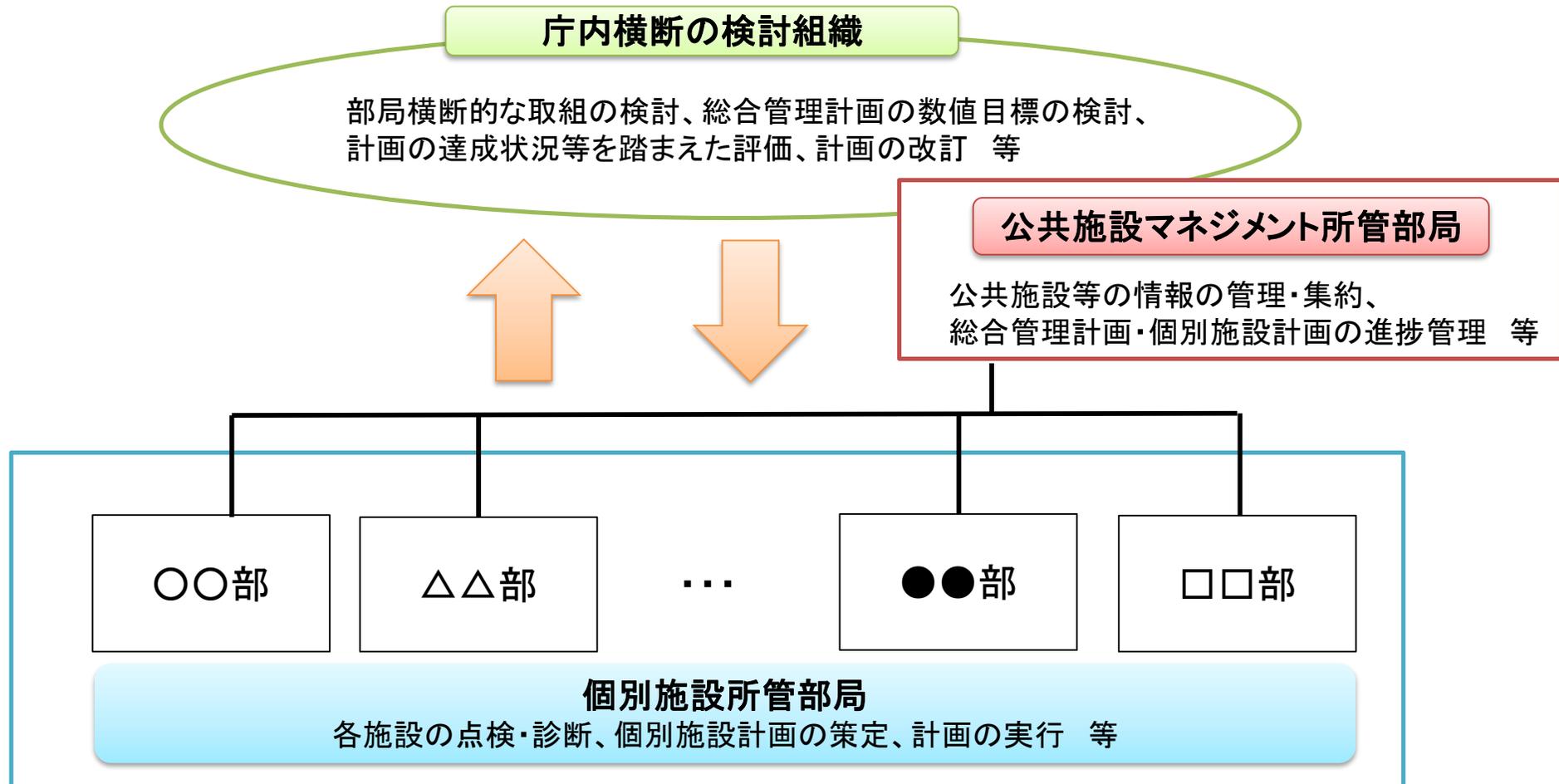
3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
令和3年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを要請
(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間等
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦ 脱炭素化の推進方針
 - ⑧ 統合や廃止の推進方針
- PDCAサイクルの推進方針

⑨ 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

- ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
- ⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
- ⑫ 広域連携
- ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
- ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

※将来的なまちづくりの視点から検討

※ PPP / PF1 の活用などの考え方

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和4年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み（令和4年3月31日時点）

団体名	見直し予定団体数（シェア）							合計	団体名	見直し予定団体数（シェア）							合計
	～令和3年度末		～令和4年度末		～令和5年度末		令和6年度以降 または時期未定			～令和3年度末		～令和4年度末		～令和5年度末		令和6年度以降 または時期未定	
北海道	124	(68.9%)	173	(96.1%)	180	(100.0%)	0	180	滋賀県	13	(65.0%)	17	(85.0%)	18	(90.0%)	2	20
青森県	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	0	41	京都府	22	(81.5%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
岩手県	18	(52.9%)	33	(97.1%)	34	(100.0%)	0	34	大阪府	29	(65.9%)	39	(88.6%)	44	(100.0%)	0	44
宮城県	24	(66.7%)	35	(97.2%)	36	(100.0%)	0	36	兵庫県	29	(69.0%)	42	(100.0%)	42	(100.0%)	0	42
秋田県	22	(84.6%)	25	(96.2%)	26	(100.0%)	0	26	奈良県	25	(62.5%)	39	(97.5%)	40	(100.0%)	0	40
山形県	26	(72.2%)	35	(97.2%)	36	(100.0%)	0	36	和歌山県	19	(61.3%)	29	(93.5%)	31	(100.0%)	0	31
福島県	43	(71.7%)	56	(93.3%)	59	(98.3%)	1	60	鳥取県	16	(80.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
茨城県	33	(73.3%)	41	(91.1%)	45	(100.0%)	0	45	島根県	12	(60.0%)	18	(90.0%)	20	(100.0%)	0	20
栃木県	19	(73.1%)	24	(92.3%)	26	(100.0%)	0	26	岡山県	15	(53.6%)	26	(92.9%)	28	(100.0%)	0	28
群馬県	20	(55.6%)	32	(88.9%)	36	(100.0%)	0	36	広島県	14	(58.3%)	23	(95.8%)	24	(100.0%)	0	24
埼玉県	58	(90.6%)	64	(100.0%)	64	(100.0%)	0	64	山口県	19	(95.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
千葉県	37	(67.3%)	55	(100.0%)	55	(100.0%)	0	55	徳島県	22	(88.0%)	25	(100.0%)	25	(100.0%)	0	25
東京都	34	(54.0%)	47	(74.6%)	62	(98.4%)	1	63	香川県	14	(77.8%)	17	(94.4%)	18	(100.0%)	0	18
神奈川県	22	(64.7%)	29	(85.3%)	34	(100.0%)	0	34	愛媛県	17	(81.0%)	20	(95.2%)	21	(100.0%)	0	21
新潟県	16	(51.6%)	27	(87.1%)	31	(100.0%)	0	31	高知県	25	(71.4%)	30	(85.7%)	35	(100.0%)	0	35
富山県	11	(68.8%)	15	(93.8%)	16	(100.0%)	0	16	福岡県	38	(62.3%)	54	(88.5%)	61	(100.0%)	0	61
石川県	17	(85.0%)	19	(95.0%)	20	(100.0%)	0	20	佐賀県	10	(47.6%)	16	(76.2%)	21	(100.0%)	0	21
福井県	10	(55.6%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	0	18	長崎県	20	(90.9%)	22	(100.0%)	22	(100.0%)	0	22
山梨県	21	(75.0%)	28	(100.0%)	28	(100.0%)	0	28	熊本県	36	(78.3%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	0	46
長野県	69	(88.5%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	0	78	大分県	17	(89.5%)	19	(100.0%)	19	(100.0%)	0	19
岐阜県	40	(93.0%)	42	(97.7%)	43	(100.0%)	0	43	宮崎県	23	(85.2%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
静岡県	30	(83.3%)	34	(94.4%)	36	(100.0%)	0	36	鹿児島県	39	(88.6%)	44	(100.0%)	44	(100.0%)	0	44
愛知県	41	(74.5%)	52	(94.5%)	55	(100.0%)	0	55	沖縄県	26	(61.9%)	39	(92.9%)	42	(100.0%)	0	42
三重県	22	(73.3%)	27	(90.0%)	30	(100.0%)	0	30	合計	1297	(72.5%)	1689	(94.5%)	1784	(99.8%)	4	1788

個別施設計画の策定状況

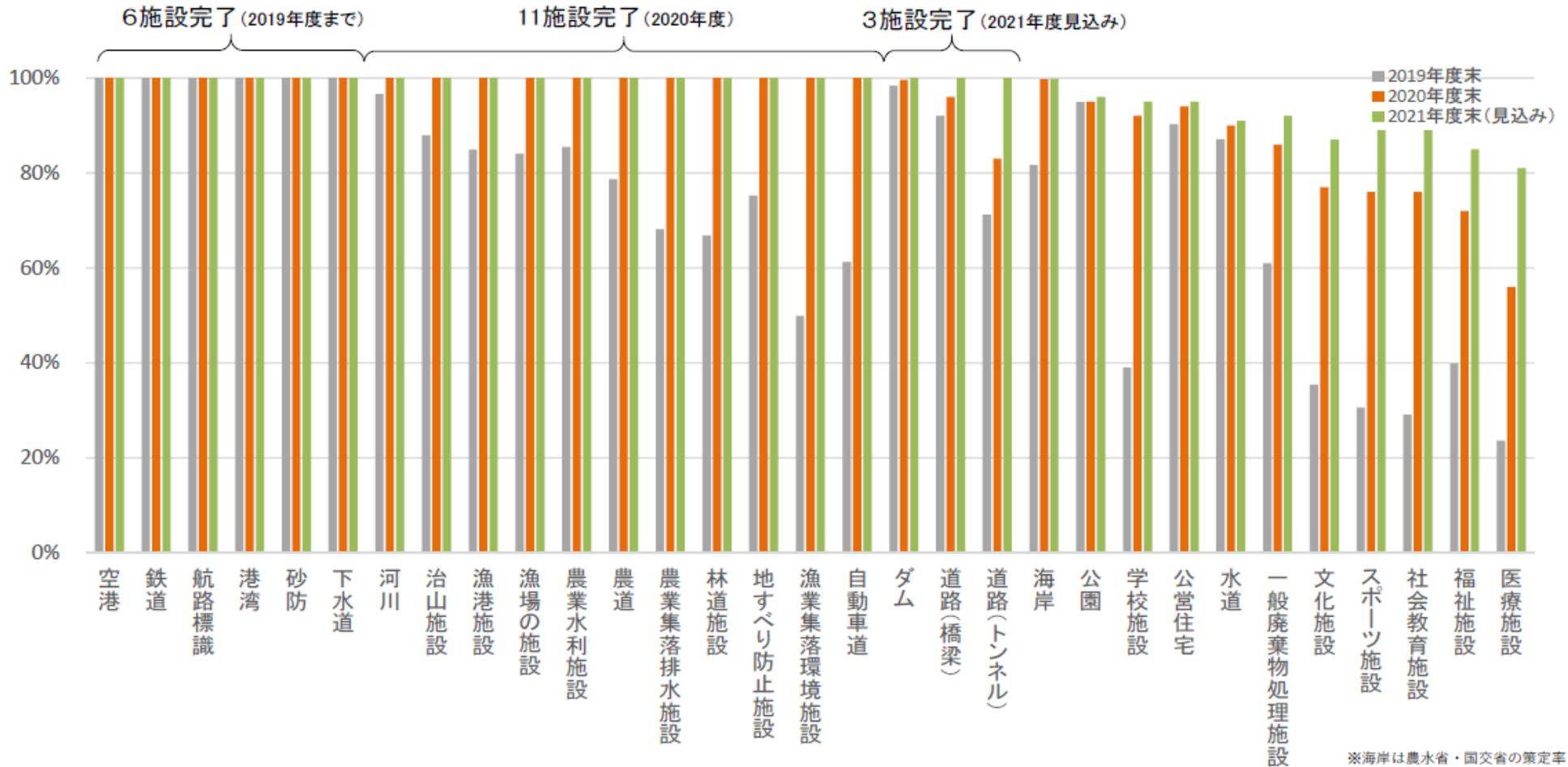
【工程表における目標】

個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%

【現状】

17施設で策定完了。

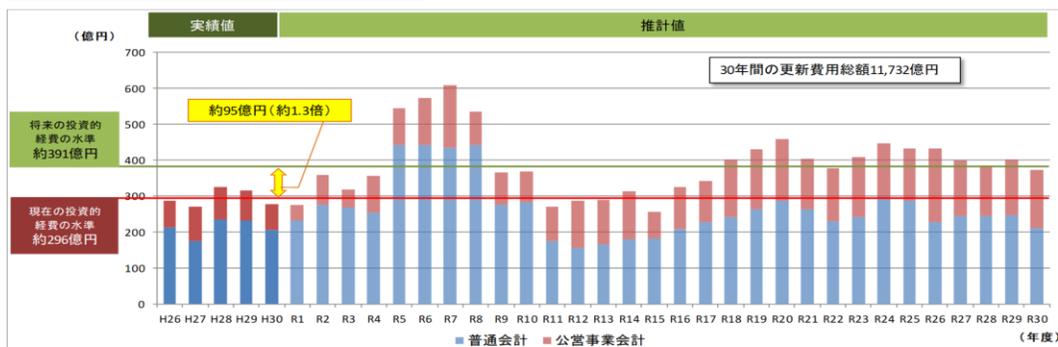
(一部、コロナの影響や施設の複合化等を合わせて検討していること等により、策定が遅れている。)



公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例（大分県大分市）

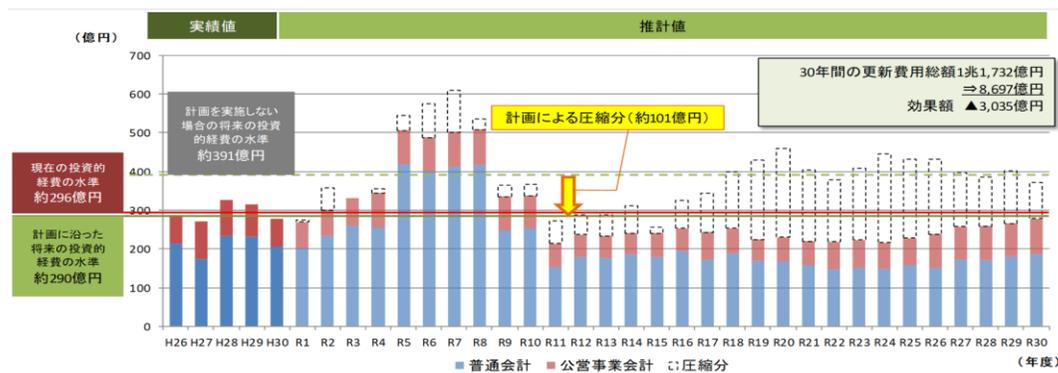
大分市公共施設等総合管理計画の記載事項(抜粋)

投資的経費の推計（従来手法：30年）



総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計（計画に沿った手法：30年）



2) 今後の方向性

今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、

- ①費用推計の精緻化
 - ②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
- が可能となっている。

①費用推計の精緻化

見直し前は、上段の「従来手法」(※1)による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」(※2)による推計が可能となった。

また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

- ※1 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定
- ※2 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

②今後の方向性の提示

具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用

- 地方公会計の整備・活用

- **公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)**

※R3は138団体に派遣決定

- ・ 令和4年2月28日：第1次照会
- ・ " 5月19日：第2次照会
- ・ " 7月22日：第3次照会
(8月31日締切り)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣 (各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業

上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

(参考)地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業掲載URL: <https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度

【事業費】 5,800億円（令和3年度：4,800億円）

（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

- 【対象事業】
- 「長寿命化事業」の拡充（空港施設、ダムの追加）
 - 「脱炭素化事業」の追加



【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 〔道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、 港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 脱炭素化事業【新規】 ※令和4年度～令和7年度（4年間） ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

公共施設等適正管理推進事業債の対象施設

事業名	対象施設 ※1			参考
	公共施設 ※2		公用施設	
		社会基盤施設		
①集約化・複合化	○			<ul style="list-style-type: none"> 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象
②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加
③転用	○ 他の公共施設 への転用		○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能
④立地適正化	○			<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業を補完する事業 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象
⑥脱炭素化	○	○	○	令和4年度から新規追加
⑦除却	○	○	○	

※1 公営企業施設は対象外。

※2 ①～⑥の事業について、公営住宅は対象外。

(参考)

各地方公共団体の公共施設等総合管理計画の主たる記載内容の一覧及び自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きについて総務省HPで掲載

掲載URL: <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

公共施設等適正管理推進事業債を活用した事例①

事業の概要

兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・まちのにぎわい
- ③ユニバーサルデザイン
- ④機能回復・向上、老朽改修



老朽化

市立博物館

+ 複合化



老朽化

みやのまえ文化の郷

歴史収蔵庫を移転



総合ミュージアム



歴史収蔵庫

複合化 +

スペースを有効活用



自転車駐車場

事業実施期間: R元~R3年度
総事業費16.9億円

事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エレベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

再編前

施設名	延床面積
みやのまえ文化の郷 (美術館、工芸センター、 伊丹郷町館、柿衛文庫)	5,332㎡
博物館	1,857㎡
平松自転車駐車場	1,604㎡
合計	8,793㎡



再編後

事業名	延床面積
(新)総合ミュージアム	5,948㎡
(新)総合ミュージアム(歴史収蔵庫)	383㎡
平松自転車駐車場	1,221㎡
合計	7,552㎡

公共施設等適正管理推進事業債を活用した事例②

事業の概要

福島県須賀川市(人口7.7万人)「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」

開館以来約40年を経過し老朽化した文化センターについて、耐震補強と劣化改修を実施することで長寿命化を図る。

事業のポイント

- 開館後約40年を経過した施設の耐震補強や、特定天井の改修を行うとともに、老朽化が著しい内外装や設備機器等の劣化改修を行い長寿命化を図った。



須賀川市文化センター【改修前】



長寿命化



須賀川市文化センター【改修後】

事業実施期間:H30~R2年度
総事業費25.4億円

- 施設の耐震補強
- 特定天井の改修
- 内外装の劣化改修
- 設備機器等の劣化改修

建替えと比較し
約65億円の
事業費の削減

事業の効果

- 公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、耐震補強と国費の対象にならない設備等の改修工事を一体的、効率的に実施することができる。
- 本施設は今後30年間の利活用を目指すものであるが、本件の耐震補強と施設改修の費用は約25億円である一方、建替え費用の想定額は90億円以上であり、事業費の削減につながっている。

脱炭素化事業

対象事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公共施設又は公用施設の改修事業(地方単独事業)

- ① 太陽光発電設備(※1)を設置するための改修事業
- ② ZEB基準相当(※2)に適合させるための改修事業
- ③ 省エネルギー基準(※3)に適合させるための改修事業
- ④ LED照明の導入のための改修事業

※1 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

※2 ZEB基準相当とは、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」を指す。

※3 省エネルギー基準とは、BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。)が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。)であることを指す。

留意事項

事業期間: 令和4年度～令和7年度

・ 脱炭素化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画及び地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく事業であること(※4)。

※4 総合管理計画又は実行計画(事務事業編)について、令和4年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に代えることができる。

・ 対象事業②及び③は、ZEB基準相当又は省エネルギー基準を満たすことについて第三者認証を受けている公共施設及び公用施設に係る事業であること。

【事業イメージ】

< ZEBのイメージ >



< ZEB (Net Zero Energy Building) とは >

一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

充当率・元利償還金に対する交付税措置

脱炭素化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

2 地方公会計の推進について

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

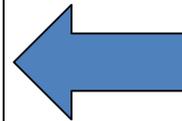
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書



企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル(総務省方式)が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び平成18年に施行された行政改革推進法(平成18年法律第47号)において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定(平成26年)

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等(マニュアル)を公表。

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした 財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

- 平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。
- 平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
- その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

- 平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

- 各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度

- 令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。
〔公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。〕

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

令和元年度 財務書類に関する情報①

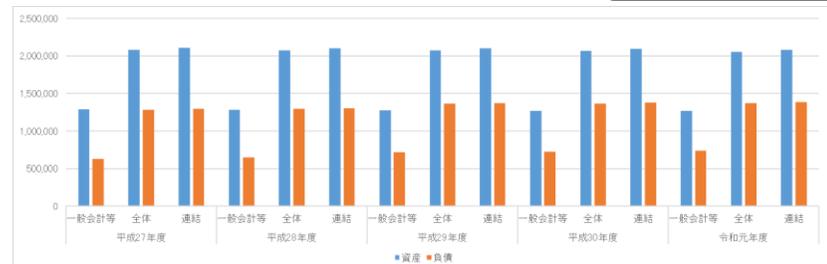
人口	788,465 人(R2:1.1歳)	職員数(一般職員等)	9,386 人
面積	726.48 ㎢	実質赤字比率	-%
標準財政規模	229,336,359 円	連結実質赤字比率	-%
団体名	新潟県新潟市	政令指定都市	10.5 %
団体コード	151009	作業負担比率	138.6 %

(抜粋)

1. 資産・負債の状況

一般会計等	資産	(単位:百万円)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	資産	1,238,193	1,285,388	1,278,478	1,269,341	1,268,589
	負債	625,360	648,911	714,397	723,729	739,300
全体	資産	2,072,857	2,072,377	2,077,393	2,068,467	2,055,859
	負債	1,281,972	1,283,116	1,362,062	1,367,924	1,370,571
連結	資産	2,108,388	2,108,719	2,103,458	2,094,202	2,080,412
	負債	1,295,443	1,305,918	1,374,895	1,380,534	1,382,807

- 行政コストの状況
 - 純資産変動の状況
 - 資金収支の状況
- も同様に公表



分析:
令和元年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べ3億円増となっている。減価償却の影響により有形固定資産の減少は進んでいるものの、令和3年度以降の地方債の償還に備えて積み立てている減価償却基金が増加したことから、固定資産は11億円の増となった。一方で、流動資産は、財政調整基金を25億円積み増したものの、繰越金が増加したことで減少し、流動資産全体では8億円の減となった。
一般会計等における負債の総額は、前年度に比べ155億円の増となっている。ふるまひ庁舎整備など固定資産の形成に係る地方債や普通交付税の代替財源となる臨時財政対策債の残高が増加したことによるものである。
連結での資産総額は2兆809億円である。これは下水道事業会計(5,843億円)をはじめとする公営企業会計の公共費が加算されることによるものである。また、負債総額は1兆3,829億円であり、これも資産同様に下水道事業会計(831億円)及び水道事業会計(831億円)などの加算によるものである。
負債は将来世代への負担となるため、引き続き、公共施設の最適化を進めるとともに、投資的経費の厳正な選択に努めていく。

地方公会計に係る指標

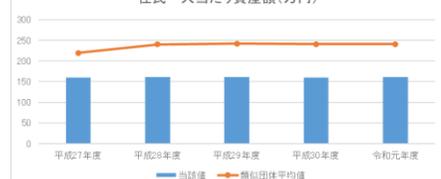
令和元年度 財務書類に関する情報② (一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額 (万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産合計	128,819,257	128,538,582	127,847,811	126,834,142	126,858,853
人口	802,936	800,112	796,773	792,868	788,465
当該値	160.4	160.7	160.5	160.0	160.9
類似団体平均値	219.5	240.0	241.9	240.5	240.7

住民一人当たり資産額(万円)



分析:

1. 資産の状況

令和元年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いため、減価償却の無い土地の市民一人当たり資産額が低いことが影響していると考えられる。
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

- 資産と負債の比率
 - 行政コストの状況
 - 負債の状況
 - 受益者負担の状況
- も同様に公表

【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率 [57.19%]



類似団体内順位
2/20

全国平均
63.4

新潟県平均
57.8

(抜粋)

有形固定資産減価償却率の分析欄

平成26年度まで合併建設計画により、道路等のインフラ整備をはじめ、文化・スポーツ施設の整備、学校の改築等を進めてきたことから、減価償却率は低い傾向にある。今後も、減価償却率が上昇する見込みであるため、平成27年に策定した「新潟市財産推進計画」や令和2年3月に策定した「市公共施設の種類ごとの配置方針」に基づき、施設の最適化を進めていく。

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

【道路】有形固定資産減価償却率



【橋りょう・トンネル】有形固定資産減価償却率



【学校施設】一人当たり面積



施設情報の分析欄

本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く公共施設において、市民一人当たり面積が政令市平均を上回っている。
道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長くなっている。有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっているが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれている。
橋りょうは市内に4,000橋を超える数があり、高度経済成長期の始まりを境に集中して整備してきたことから、今後建設後50年を超えるものが増大するため、橋りょうのアセットマネジメントによる計画的な維持管理を進めている。
学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっているため、今後も適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施する必要がある。有形固定資産減価償却率は、政令市平均が上昇傾向にあるのに対し、統廃合の実施により上昇が抑制されている。

施設類型:

道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」
3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」
4. 資金の流れを区分別に明らかにする「資金収支計算書」

の財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

なお、下図の矢印は財務書類4表の相互関係を示しています。

【貸借対照表】			
科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成	25,185
建物等	25,584	余剰分(不足分)	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】	
科目	金額
1. 経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2. 経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3. 純経常行政コスト(1-2)	3,821
4. 臨時損失	-
資産除売却損等	-
5. 臨時利益	-
資産売却益等	-
6. 純行政コスト(3+4+5)	3,821

【純資産変動計算書】			
科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
1. 前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2. 純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3. 財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4. 本年度差額(2+3)	423		423
5. 固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6. 資産評価差額	-	-	-
7. 無償所管換	-	-	-
8. その他	-	-	-
9. 本年度純資産変動額(4~8の合計)	423	221	202
10. 本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【資金収支計算書】	
科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財政活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財政活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【附属明細書】

- ・資産項目の明細
(有形固定資産の明細、投資及び出資金の明細等)
- ・負債項目の明細
(地方債の明細等)
- ・補助金等の明細 等

【注記】

- ・重要な会計方針、重要な後発事象等を記載

(注) 「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合して3表の場合もあります。

財務 4 表の見方（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。
- 「資産」は、主に、①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するものに整理されます。
- 「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	101,645	固定負債	39,269
有形固定資産	93,358	地方債	35,141
事業用資産	62,233	長期未払金	0
土地	37,473	退職手当引当金	3,618
建物	59,313	その他	510
建物減価償却累計額	△ 35,323	流動負債	4,141
工作物	813	1年内償還予定地方債	3,478
工作物減価償却累計額	△ 74	未払金	0
建設仮勘定	31	前受金	13
インフラ資産	30,405	賞与等引当金	338
土地	23,104	預り金	105
建物	1,099	その他	207
建物減価償却累計額	△ 440		
工作物	28,981	負債合計	43,410
工作物減価償却累計額	△ 22,509	【純資産の部】	
建設仮勘定	170	固定資産等形成分	111,413
物品	2,150	余剰分(不足分)	△ 41,474
物品減価償却累計額	△ 1,430		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	8,287		
投資及び出資金	496		
有価証券	45		
出資金	451		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	751		
長期貸付金	7		
基金	7,093		
減債基金	0		
その他	7,093		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 60		
流動資産	11,704		
現金預金	1,134		
未収金	234		
短期貸付金	2		
基金	10,360		
財政調整基金	8,579		
減債基金	1,781		
徴収不能引当金	△ 26		
資産合計	113,349	負債及び純資産合計	113,349

行政サービスを提供するための公共施設等の固定資産や将来、行政サービスに使用する現金等の資産

<着目する主な項目>【資産の部】

- 有形固定資産・減価償却累計額
 - ・資産の経年の程度を把握
- 建設仮勘定
 - ・供用開始していない資産の存在を把握
- 投資及び出資金・投資損失引当金
 - ・引当金の金額が△の場合、業績がよくない三セク等があることを表示
- 長期延滞債権・未収金・徴収不能引当金
 - ・税金等の未納があることを表示
 - ・回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上
- 基金
 - ・用途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの(財政調整基金)が存在

地方債など、将来世代の負担

【着目する主な項目】(負債の部)

- 地方債・1年内償還予定地方債
 - ・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握
 - ・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的の地方債の存在に留意
- 退職手当引当金
 - ・年度末に職員全員が退職したと仮定した場合に必要となる退職手当額を把握

過去又は現世代の負担

- ・固定資産等形成分:資産形成のために充当した資源の蓄積
- ・余剰分(不足分):消費可能な資源の蓄積

【着目する主な項目】(純資産の部)

- 余剰分(不足分)
 - ・純資産のうち、金銭等の形態で保有している部分。なお、一般的に△表記

財務4表の見方（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税込等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	35,485
業務費用	16,685
人件費	4,981
職員給与費	4,280
賞与等引当金繰入額	338
退職手当引当金繰入額	31
その他	332
物件費等	11,013
物件費	8,644
維持補修費	303
減価償却費	2,034
その他	31
その他の業務費用	690
支払利息	454
徴収不能引当金繰入額	0
その他	236
移転費用	18,800
補助金等	6,255
社会保障給付	8,937
他会計への繰出金	3,559
その他	49
経常収益	1,667
使用料及び手数料	732
その他	934
純経常行政コスト	— 33,818
臨時損失	20
災害復旧事業費	0
資産除売却損	20
投資損失引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	33
資産売却益	33
その他	0
純行政コスト	— 33,806

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

＜着目する主な項目＞

○減価償却費※

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

※固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることを減価償却といい、減価償却に係る費用をいう。

財務 4 表の見方（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	67,508	110,390	△ 42,882
純行政コスト(△)	△ 33,806		
財源	36,140		36,140
税収等	25,784		25,784
国県等補助金	10,356		10,356
本年度差額	2,334		2,334
固定資産等の変動(内部変動)		926	△ 926
有形固定資産等の増加		2,515	△ 2,515
有形固定資産等の減少		△ 2,528	2,528
貸付金・基金等の増加		1,226	△ 1,226
貸付金・基金等の減少		△ 287	287
資産評価差額	△ 18	△ 18	
無償所管換等	115	115	
本年度純資産変動額	2,431	1,023	1,408
本年度末純資産残高	69,939	111,413	△ 41,474

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握

<着目する主な項目>

○本年度差額

- ・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。
- ・プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が消費して便益を享受していることを表示。

財務4表の見方（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。
- 現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

資金収支計算書

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	33,737
業務費用支出	14,937
人件費支出	5,340
物件費等支出	8,982
支払利息支出	454
その他の支出	161
移転費用支出	18,800
補助金等支出	6,255
社会保障給付支出	8,937
他会計への繰出支出	3,559
その他の支出	49
業務収入	37,688
税金等収入	26,054
国県等補助金収入	10,004
使用料及び手数料収入	735
その他の収入	896
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	3,951
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,236
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	925
投資及び出資金支出	296
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	688
国県等補助金収入	352
基金取崩収入	284
貸付金元金回収収入	3
資産売却収入	49
その他の収入	0
投資活動収支	△ 2,547
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,472
地方債償還支出	3,243
その他の支出	229
財務活動収入	2,341
地方債発行収入	2,341
その他の収入	0
財務活動収支	△ 1,131
本年度資金収支額	272
本年度末資金残高	757
前年度末資金残高	757
本年度末資金残高	1,029

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、
補助金、扶助費等
収入…税金、補助金収入、使用料・
手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、
基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、
貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

業務活動 投資活動 財務活動

<考えられる理由(あくまで一例)>

+	+	+	→ 集めた資金を使っていない。非現実的。
+	+	-	→ 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。
+	-	+	→ 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。
+	-	-	→ 税金等に余裕があり、借金の返済もできている。
-	+	+	→ 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。
-	+	-	→ 税金が不足しているが、投資抑制で借金返済。
-	-	+	→ 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。
-	-	-	→ 資金が枯渇している。非現実的。

※「新公会計シンポジウム2017」(主催:新公会計制度普及促進連絡会議)大塚成男
千葉大学大学院教授 基調講演資料より抜粋し、加工

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和4年3月末時点で、令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の94.1%にあたる1,683団体が整備(更新)済み。
- 令和4年3月末時点で、令和2年度決算に係る財務書類については全団体の91.6%にあたる1,638団体が作成済み。

【令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和4年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
整備(更新)済み	46 (97.9%)	1,637 (94.0%)	20 (100.0%)	1,617 (94.0%)	1,683 (94.1%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+118 (+6.6%)]

【令和2年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和4年3月31日時点)

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
作成済み	46 (97.9%)	1,592 (91.4%)	20 (100.0%)	1,572 (91.3%)	1,638 (91.6%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+99 (+5.5%)]

「令和2年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

※R3は99団体に派遣決定

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用

○ **地方公会計の整備・活用**

○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

- ・ 令和4年2月28日：第1次照会
- ・ " 5月19日：第2次照会
- ・ " 7月22日：第3次照会
(8月31日締切り)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣 (各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業

上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（令和元年8月改訂）。

2. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。

市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、**公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備**する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化等を進める。

各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- **施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施**することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。
※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、**公共施設等適正管理推進事業債等**を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

公共施設等総合管理計画への固定資産台帳の活用（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や有形固定資産減価償却率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

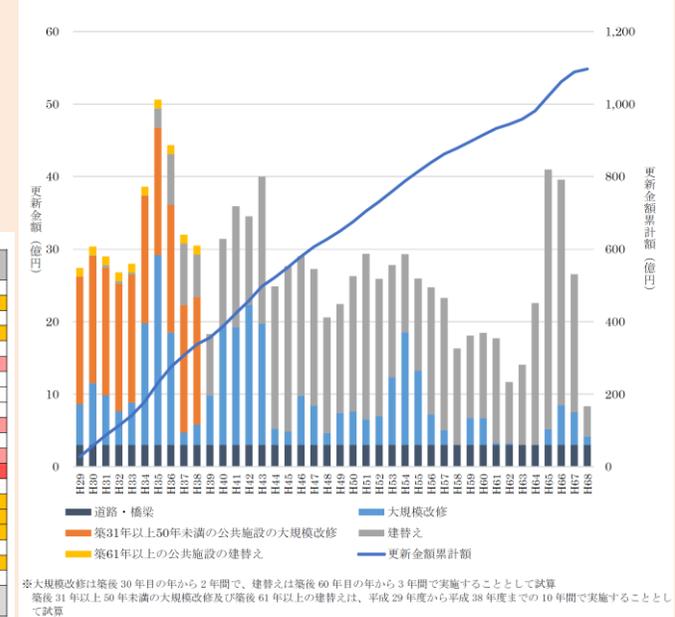
図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
社会教育系施設	その他社会教育系施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
	スポーツ・レクリエーション施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
産業系施設	産業系施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
学校教育系施設	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	学童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
行政系施設	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
その他	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
	合計	144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)



出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した有形固定資産減価償却率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

施設カルテを活用した公共施設の個別分析（兵庫県洲本市）

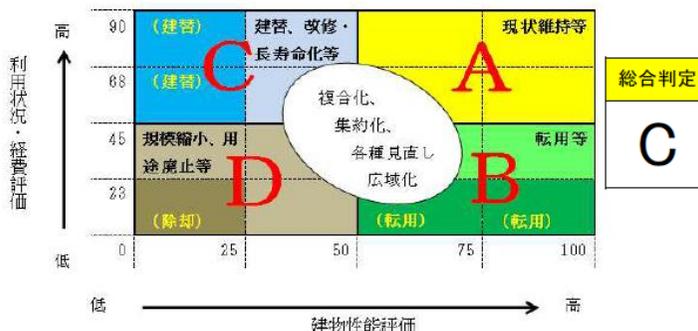
事例概要

- 個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、有形固定資産減価償却率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

- 平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。
- 「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータから、取得価額や取得年月などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、有形固定資産減価償却率を算出し、施設の利用状況等と組み合わせて、マトリクス分析を実施。
- 「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。

【施設評価判定表】



- その結果を踏まえつつ、委員会において、今後の施設の統廃合・用途廃止について検討を実施。今後、個別施設計画に検討結果を反映予定。

施設カルテ（抜粋）		施設基本情報					基準日
		市民文化系施設			中分類	集会施設	
施設名		洲本中央公民館			所管課	生涯学習課	
棟番号	施設名称等	取得年月	構造	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	老朽化比率
1	洲本市立洲本中央公民館	1969年2月	鉄筋コンクリート	1,006.38	135,861	130,427	96%
2	洲本市子育て学習センター-地域子育て支援拠点施設改修工事	2018年3月	衛生設備		994	0	0%
計				1,006.38	136,855	130,427	95%

施設評価・判定					
項目	数値	平均値	判定	得点	判定基準
1 一人当たり経費 (円)	-658	-881	B	20	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB
2 一人当たり面積 (㎡)	0.03	0.11	A	30	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB
3 稼働率			A	30	A: 稼働率75%以上~100%、B: 50%以上~75%未満、C: 25%以上~50%未満、D: 0%以上~25%未満、稼働率が不明な施設はC
利用状況・経費評価 (縦軸)					80
4 老朽化比率	95%		D	0	A: 老朽化率25%未満、B: 25%以上50%未満、C: 50%以上75%未満、D: 75%以上
5 耐震性能			B	20	A: 新耐震基準 (1981年6月以降) で建てられた建物 B: 新耐震基準でないが、耐震改修済、もしくは耐震診断で問題なしと判定された建物 C: 耐震性能不安なし。耐震診断未実施 (不明な場合はC) D: 耐震性能不安あり。耐震診断で問題あり
6 バリアフリー			D	0	A: バリアフリー新法対応 (2006年12月~) B: 改正ハードビル法に対応 (2003年4月~) C: ハードビル法に対応 (1994年6月~) D: 法非対応 (~1994年5月) ※B~Dでも、バリアフリー項目を満たしている場合はAとする。
7 自主点検			B	15	A: 目立った問題なし B: 微細な問題はあるが、事故に結びつく可能性は低い C: 今後事故につながる可能性があり、改善が必要 D: 事故発生の可能性が高く、早急な対応が必要 ※複数棟ある場合は、床面積の大きい主要な建物の評価に合わせます。
建物性能評価 (横軸)					35

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

地方公会計の活用状況（令和3年度）

（単位：団体）

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く 市区町村		合計		※参考 前年度の状況	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	19	(40.4%)	970	(55.7%)	13	(65.0%)	957	(55.6%)	989	(55.3%)	963	(53.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	2	(4.3%)	73	(4.2%)	4	(20.0%)	69	(4.0%)	75	(4.2%)	86	(4.8%)
公共施設等総合管理計画または個別施設計画の策定や改訂時に財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	8	(17.0%)	400	(23.0%)	4	(20.0%)	396	(23.0%)	408	(22.8%)	211	(11.8%)
公共施設の見直し等を行う際の検討材料として、財務書類や固定資産台帳の情報を活用し、施設の適正管理に活用した	1	(2.1%)	60	(3.4%)	2	(10.0%)	58	(3.4%)	61	(3.4%)	97	(5.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	9	(19.1%)	230	(13.2%)	6	(30.0%)	224	(13.0%)	239	(13.4%)	218	(12.2%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	37	(78.7%)	412	(23.7%)	12	(60.0%)	400	(23.2%)	449	(25.1%)	480	(26.8%)
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、地方債の説明会において財政状況を説明した	12	(25.5%)	7	(0.4%)	4	(20.0%)	3	(0.2%)	19	(1.1%)	26	(1.5%)
未利用財産の売却時等に固定資産台帳を活用した	1	(2.1%)	28	(1.6%)	0	(0.0%)	28	(1.6%)	29	(1.6%)	23	(1.3%)
上記以外の活用	3	(6.4%)	66	(3.8%)	3	(15.0%)	63	(3.7%)	69	(3.9%)	65	(3.6%)

※ 合計の%表示については、1,788団体を分母として計算。

※ 複数回答あり。

「令和2年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より
（令和4年3月31日時点）

資産管理への活用が想定される場面

- ① **公共施設等総合管理計画の改訂・推進、個別施設計画の策定・推進**
 - ・ 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
 - ・ 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
 - ・ 施設別のコスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討 等
- ② **モニタリング**
 - ・ 施設別財務書類による、個別施設計画に定められた事業の進捗状況の確認 等
- ③ **財源の確保**
 - ・ 更新費用の推計、減価償却累計額等を参考にした計画的な財源の確保 等

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景・課題

- 平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体(91.6%)の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
- 一方で、以下の課題がある。
 - ①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地(活用に関する課題)
 - ②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。(基準のメンテナンスに関する課題)

2. 検討項目

- ①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
 - ・固定資産台帳の活用(公共施設マネジメント等)
 - ・財務書類の活用(セグメント分析)
- ②統一的な基準の検証・改善
 - ・固定資産台帳の精緻化(精度の底上げ、施設との紐付け)
 - ・固定資産台帳と他の台帳(公有財産台帳等)との連携
 - ・財務書類の計上方法の精査
 - ・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減 など

3. スケジュール

令和4年8月1日(月)から2年間

4. 委員

(座長)	関口 智	立教大学経済学部教授	※敬称略
(委員)	天川 竜治	熊本県宇城市総務部長	
	石川 恵子	日本大学経済学部教授	
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	
	遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院都市経営研究科長(教授)	
	川口 克仁	大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長	
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー	
	菅原 正明	公認会計士・税理士	
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士	
	田中 郁雄	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長	
	中川 美雪	合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表	
	吉野 真穂	東京都会計管理局新公会計制度担当課長	
(オブザーバー)	園田 雅宏	財務省主計局法規課公会計室長	